

志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|--------------------|--|--|
| 1. 会 議 の 種 類 | 令和8年第4回定例会 | |
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和8年4月13日(月) | |
| 1. 開 催 年 月 日 | 令和8年4月20日(月) | |
| 1. 開 催 場 所 | 志摩市役所405会議室 | |
| 1. 招 集 を し た 者 | 舟戸 宏一 | |
| 1. 委 員 数 | 4名 | |
| 1. 出 席 委 員 | | |
| 1. 欠 席 委 員 | | |
| 1. 会 議 に 出 席 し た 者 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> 教育長
 教育部長
 教育委員会事務局参事兼教育総務課長
 学校教育課長
 学校教育課副参事(学校統廃合・学事・人権担当)

 学校教育課副参事兼管理主事
 総合教育センター長
 生涯学習スポーツ課長
 生涯学習スポーツ課副参事
 こども家庭課長 </div> <div> 舟戸 宏一
 鳥羽 久
 西飯 元信
 村井 浩志

 村田 由紀
 西村 聡
 岩城 一博
 前田 嘉仁
 向井 みゆき
 田中 恵美 </div> </div> | |
| 1. 傍 聴 人 | 0名 | |
| 1. 事 項 | | |

開 会 開会時間 10 時 00 分

日程第 1 会議録署名委員の指名 4 番 東川委員

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第 32 号 志摩市公民館長の任命について

日程第 4 議案第 33 号 第 2 次志摩市スポーツ推進計画(案)について

日程第 5 報告第 10 号 志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について

日程第 6 報告第 11 号 学校医の委嘱について

日程第 7 報告第 12 号 学校眼科医の委嘱について

日程第 8 報告第 13 号 学校歯科医の委嘱について

日程第 9 報告第 14 号 学校薬剤師の委嘱について

日程第 10 報告第 15 号 志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱及び任命について

日程第 11 報告第 16 号 志摩市文化財調査委員会委員の委嘱について

日程第 12 報告第 17 号 志摩市青少年補導センター補導員の委嘱について

日程第 13 報告第 18 号 志摩市スポーツ推進委員の委嘱について

日程第 14 報告第 19 号 令和 7 年度第 2 回志摩市学校給食センター運営委員会会議について

日程第 15 報告第 20 号 令和 7 年度第 2 回志摩市総合教育センター運営委員会会議について

日程第 16 報告第 21 号 令和 7 年度第 4 回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果
について

日程第 17 その他協議・報告案件について

① 各課からの報告

② その他

閉 会 閉会時間 10 時 34 分

教育長	おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより令和8年第4回定例教育委員会を開会いたします。事項書の日程に従いまして進めさせていただきます。
日程第1	会議録署名委員の指名 4番 東川委員
教育長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は4番東川委員を指名します。よろしくお願いします。
委員	はい。
日程第2	教育長報告について
教育長	日程第2、教育長報告についてはお手元に配付のとおりです。教育長報告について質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、次に進みます。
日程第3	議案第32号 志摩市公民館長の任命について
教育長	日程第3、議案第32号 志摩市公民館長の任命についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	生涯学習スポーツ課です。資料は2ページとなります。志摩市公民館長は社会教育法第28条の規定に基づき設置をされております。本議案につきましては鵜方公民館、浜島生涯学習センター及び大王公民館の館長を下記の通り任命するため、本委員会の同意を求めるものであります。なお、館長の任期につきましては令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間とします。ご審議いただき、承認いただきますようお願いいたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、採決に移ります。議案第32号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)

教育長	挙手全員です。よって議案第 32 号は可決されました。
日程第 4	議案第 33 号 第 2 次志摩市スポーツ推進計画(案)について
教育長	日程第 4、議案第 33 号 第 2 次志摩市スポーツ推進計画(案)についてを議題とします。 事務局。
事務局	生涯学習スポーツ課です。議案第 33 号、第 2 次志摩市スポーツ推進計画(案)についてご説明いたします。資料は 3 ページと先般配布させていただきました資料となります。 第 2 次志摩市スポーツ推進計画の策定につきましては令和 6 年 11 月 13 日付で志摩市スポーツ推進審議会へ諮問を行い、継続審議を行ってまいりました。令和 8 年第 1 回定例教育委員会において報告後、令和 8 年 2 月志摩市議会全員協議会において協議を行い、いただいたご意見を反映、修正し、令和 8 年 2 月 25 日から 3 月 27 日までパブリックコメントを実施いたしました。その後令和 8 年 4 月 13 日開催の志摩市スポーツ推進審議会において審議の結果、別添計画案の通り、答申されましたので、第 2 次志摩市スポーツ推進計画を令和 8 年度から令和 11 年度の 4 年間を計画期間として策定したいと考えます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	これまで策定段階でも目を通していただいていた案となります。 質疑はないようですので、採決に移ります。議案第 33 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 33 号は可決されました。
日程第 5	報告第 10 号 志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について
教育長	日程第 5、報告第 10 号 志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	報告第 10 号、志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱について別紙のとおりご報告い

	たします。任命名簿の通り委嘱させていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第 10 号は承認されました。
日程第 6	報告第 11 号 学校医の委嘱について
教育長	日程第 6、報告第 11 号 学校医の委嘱についてを議題とします。本案について事務局より説明を求めます。 事務局。
事務局	学校教育課です。報告第 11 号、学校医の委嘱について説明をします。まず報告の詳細に入る前に、この後学校医、眼科医、歯科医、薬剤師に係る各委員をご報告させていただきますが、一覧が記載してあるものにつきましては、資料 8 ページとなりますので、そちらでご確認をお願いします。 それでは、学校医の委嘱についてご説明させていただきます。資料は 6・7 ページとなります。志摩市立学校の管理に関する規則第 17 条第 1 項において、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くことと定められており、同条第 2 項において、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれの医師、歯科医師又は薬剤師のうちから委嘱すると定められております。令和 8 年度につきましては、資料 7 ページにありますように、志摩市内 7 小学校・6 中学校・1 幼稚園に 11 名の内科医を学校医として委嘱しました。令和 7 年度からの変更はございません。委員の任期につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。以上、ご報告となります。よろしくお願いします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	内情は承知しているつもりですが、学校医やそれ以外のことについても学校の意見もしっかりと聞き取っていただきたいと思います。これまでに、学校医によって対応が異なることもありました。
事務局	そういった状況は引き継ぎ等で認識しております。医師会と連携を取りながら、対

	応しているところです。今のところ学校から、インフルエンザの対応等で困ったというような話は聞いておりません。様々な健診の対応等についても連携を取りながら進めていきたいと思っております。本年度も医師会事務局並びに医師会長のところへ訪問させていただき、連携をしっかりとった対応ができるように努めていきます。
委員	お願いします。
教育長	他よろしいでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第 11 号は承認されました。
日程第 7	報告第 12 号 学校眼科医の委嘱について
教育長	日程第 7、報告第 12 号 学校眼科医の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。
事務局	事務局。 報告第 12 号、学校眼科医の委嘱についてご説明させていただきます。資料は 9 ・ 10 ページとなります。学校保健法第 13 条には健康診断の義務について定められており、それを受け学校保健安全法施行規則第 6 条第 4 項では健康診断における視力検査の項目が定められております。令和 8 年度につきましては、資料 10 ページにありますように、志摩市内 7 小学校・ 6 中学校・ 1 幼稚園に 4 名の委員を学校眼科医として委嘱しました。令和 7 年度からの変更はございません。委員の任期につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。 以上、ご報告となります。よろしくお願いいたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第 12 号は承認されました。
日程第 8	報告第 13 号 学校歯科医の委嘱について
教育長	日程第 8、報告第 13 号 学校歯科医の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。
	事務局。

事務局	報告第 13 号、学校歯科医の委嘱についてご報告をいたします。資料は 11・12 ページとなります。学校歯科医についても、学校医同様、志摩市立学校の管理に関する規則第 17 条第 1 項および同条第 2 項において、委嘱についてのことが定められております。令和 8 年度につきましては、資料 12 ページにありますように 12 名の委員を学校歯科医として委嘱しました。令和 7 年度からの変更については、谷口歯科医から原条歯科医へ新たに変更となりました。委員の任期につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。 以上、ご報告となります。よろしくお願いします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第 13 号は承認されました。
日程第 9	報告第 14 号 学校薬剤師の委嘱について
教育長	日程第 9、報告第 14 号 学校薬剤師の委嘱についてを議題とします。 事務局。
事務局	報告第 14 号、学校薬剤師の委嘱について、ご報告させていただきます。資料は 13・14 ページとなります。学校薬剤師についても学校医・学校眼科医同様となり、令和 8 年度につきましては資料 14 ページにありますように、9 名の委員を学校薬剤師として委嘱しました。令和 7 年度からの変更はございません。委員の任期につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。以上、ご報告となります。よろしくお願いします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第 14 号は承認されました。
日程第 10	報告第 15 号 志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱及び任命について
教育長	日程第 10、報告第 15 号 志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱及び任命についてを議題とします。 事務局。
事務局	志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱及び任命について、ご報告させてい

	たきます。資料は 15・16 ページとなります。志摩市教育委員会事務局内の内部組織に関する規則第 3 条別表には、学校教育課、人権教育係に係る事務分掌において、教育集会所運営委員会にすることが定められており、資料 16 ページにありますように、志摩市迫間教育集会所運営委員会において 9 名の委員が委嘱されます。 令和 7 年度からの変更については、人事異動や構成団体の役職者の変更に伴いまして 4 名の委員の変更がありました。なお、委員の任期につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなりますが、変更があった 4 名の委員につきましては、前任者の残任期間となるため、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。以上、ご報告となります。よろしくお願いします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第 15 号は承認されました。
日程第 11	報告第 16 号 志摩市文化財調査委員会委員の委嘱について
教育長	日程第 11、報告第 16 号 志摩市文化財調査委員会委員の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	志摩市文化財調査委員会委員の委嘱についてご報告させていただきます。資料の 17～18 ページをご覧ください。委員については 11 名の方に委嘱をしております。全員再任となっております。なお、委員の任期については令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間となっております。以上ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第 16 号は承認されました。
日程第 12	報告第 17 号 志摩市青少年補導センター補導員の委嘱について
教育長	日程第 12、報告第 17 号 志摩市青少年補導センター補導員の委嘱についてを議題とします。本案について事務局より説明を求めます。 事務局。

事務局	報告第 17 号、志摩市青少年補導センター補導員の委嘱についてご説明申し上げます。資料は 19 ページからとなります。志摩市青少年補導センター補導員は志摩市青少年補導センター条例に基づき設置をされております。本報告につきましては任期満了に伴い、25 名を委嘱しましたのでその旨ご報告申し上げます。なお、委嘱期間は同条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間といたします。以上でございます。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第 17 号は承認されました。
日程第 13	報告第 18 号 志摩市スポーツ推進委員の委嘱について
教育長	日程第 13、報告第 18 号 志摩市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とします。 事務局。
事務局	報告第 18 号、志摩市スポーツ推進委員の委嘱についてご説明申し上げます。資料は 23 ページからとなります。スポーツ推進委員は志摩市スポーツ推進委員規則に基づき設置をされております。本報告につきましては、任期満了に伴い 31 名を委嘱しましたのでその旨ご報告申し上げます。なお、委嘱期間は同規則の第 4 条の規定に基づき、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間といたします。以上でございます。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第 18 号は承認されました。
日程第 14	報告第 19 号 令和 7 年度第 2 回志摩市学校給食センター運営委員会会議について
教育長	日程第 14、報告第 19 号 令和 7 年度第 2 回志摩市学校給食センター運営委員会会議についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	報告第 19 号 令和 7 年度第 2 回志摩市学校給食センター運営委員会会議について別紙のとおり報告します。資料が 28 ページから 30 ページになります。日程につ

	いては令和8年2月24日10時から給食センターにて会議が開催されました。以上です。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第19号は承認されました。
日程第15	報告第20号 令和7年度第2回志摩市総合教育センター運営委員会会議について
教育長	報告第20号 令和7年度第2回志摩市総合教育センター運営委員会会議についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	報告第20号、令和7年度第2回志摩市総合教育センター運営委員会会議について報告します。資料は32ページをご覧ください。 まず令和7年度の総括として新しいタブレットの端末の活用状況を報告させていただき、次年度への確実な引継ぎを確認しました。教育相談業務では臨床心理士2名の体制により、予約の待ち状況が改善傾向になったことや、家庭訪問から学校に通学できるようになるなどの成果も報告させていただきました。 令和8年度の重点取り組みとして第3期志摩市教育推進計画の始動に合わせ、教育相談、研修、調査・研究、資料管理の4つの柱を継続推進するとともに、センターに一元化されている教育DXについてもさらに推進していきます。特に新たに開始をする不登校支援にかかる伴走支援業務や教育DX業務において、センターが中心となって学校現場との連携を強化していきたいと考えております。また、利便性の向上の観点から多忙な教職員の働き方改革の一環としてiPadを活用した情報のデジタル共有を推進し、発信も強化していきます。以上、運営委員会にて審議いただいた内容を今年度のセンター業務に反映させてまいります。ご報告は以上です。
教育長	説明がありましたが質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので報告第20号は承認されました。
日程第16	報告第21号 令和7年度第4回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果について

教育長	日程第 16、報告第 21 号 令和 7 年度第 4 回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	令和 7 年度第 4 回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果についてご報告させていただきます。資料は 33 ページ、34 ページをご覧ください。第 4 回のアンケート調査は令和 8 年 1 月下旬から 2 月初旬にかけて実施しました。結果は資料 34 ページの集計欄のカッコ内の数値のとおりとなります。小学校は 3 件、前年 8 件。中学校は 2 件、前年 6 件。合計 5 件でした。全 4 回の調査結果を通じてコンスタントに認知ができており、令和 7 年度も一定の成果をあげられたと捉えております。 令和 7 年度の年間認知件数は小学校で 67 件、うちアンケート認知は 46 件。中学校で 37 件、うちアンケート認知は 20 件で、合計 104 件でした。昨年度と比較して小学校はほぼ同数、中学校は減少しました。これは各校の事前防止の取り組みや生徒数の減少が要因と評価しております。今後もアンケートと教育相談を充実させ、いじめの定義に基づく積極的な認知と丁寧な対応を継続してまいります。アンケート結果からは見えませんが、課題としては学校間における認知件数の偏りが挙げられます。昨年度より改善したものの依然として差があるのが実情です。学校規模による影響も考えられますが、さらにいじめ見逃しゼロを共通の認識として、見落としを防ぐための周知を徹底していきます。状況を慎重に注視していく必要があります。 また事案への対応では保護者と連携し、丁寧な聞き取りや組織的な指導を行っておりますが、一部で初期対応の遅れや組織的な不備により、解決まで時間を要したケースもございました。いじめに限らず、問題行動への対応は初期対応が鍵となります。見逃しを防ぐだけでなく、適切なタイミングで組織的に動けるよう、担当指導主事を中心にこれまで以上に積極的な関わりを継続していきます。 新しく策定した本市の教育推進計画では「いじめはどこでも起こりうる。」との認識のもと命と人権を最大限に尊重し解消率 100%を目指すことを掲げています。令和 7 年度においても解消率は 100%となっておりますが、令和 8 年度もこの目標達成に向けて学校いじめ対策委員会による組織的対応を強化し、教職員が一体となって迅速かつ的確に対応する体制を構築していきます。 令和 8 年度も「いじめ見逃しゼロ」をスローガンに見逃さない力の向上、いつでも相談できる環境の構築、迅速な対応をベースにいじめを主体的に防止する力を育成していきます。また、道徳教育や児童会・生徒会活動の活性化を通じ、子どもたちが主体的にいじめを自分事として捉え、考え、行動していく力を育ててまいります。三重の教育ビジョンや本年度新たに策定した本市の教育計画においてもいじめのない学びの場づくりや、自己肯定感の寛容は重点項目となっております。今後も現状に満足することなく、事務局として子どもたちに安心安全な場を提供し、魅力ある学校づくりに努めていきたいと思っております。以上です。

教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	中学校の9番の「その他1件」というものがありますが、これはどのような内容なのか言える範囲で教えてください。
事務局	授業中にトラブルがあり、首に手をかけられるということがありました。本人から訴えがあったものではなく、担任の先生が発見し、生徒に報告を促したというケースです。
委員	子どもたち同士で、わだかまりが残ることはなく、その場で解決したのですか。
事務局	そのように聞いております。
委員	ありがとうございます。
教育長	他いかがでしょうか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	これからの課題として、学校間の認知の偏りがあるということでしたが、認知の偏りがあるということはどういう経緯で判明したのですか。
事務局	学校から報告していただいている数が、ある学校はたくさんあり、ある学校では少ないという現状がございます。各学校とも、4回のアンケートと学期に1回ずつの全児童・生徒への聞き取り調査はおこなっておりますが、子どもたちからの訴えの報告数が少ない学校がございます。学校内で子どもたちと話をして、解決に至ったものを報告にあげない事例もあるのかと推測しておりますが、そういったケースであっても基本的に報告いただいて、全体での共有を図っていきたいと考えております。その意図を理解いただいて報告をしていただきたいと考えております。
委員	子どもたちから「先生に相談しても、理解してもらえない。」というような声が出ているわけではないのですか。
事務局	粘り強く対応して解決へ向かっていくようにしていると聞いております。

委員	子どもたちからそういう声が出てこないようにしてあげてください。
事務局	努力してまいります。
教育長	認知数が増えることは決して悪いことではないという共通認識を各学校は持っておりますので、増えたからダメということではなく、見つけることが大事だと考えております。取り越し苦労になるくらいの対応が望ましいと思っています。
委員	見逃しから認知件数に偏りができているのではないかと思いますので質問しました。
教育長	ありがとうございます。 他いかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので報告第 21 号は承認されました。
日程第 17	その他協議・報告案件について
教育長	日程第 17、その他協議・報告案件についてを議題とします。まず①各課からの行事予定の報告を求めます。質疑は各課の報告の後一括して行いますのでご了承ください。 事務局。
事務局	教育総務課・学校給食センターについて報告させていただきます。5月12日火曜日10時から志摩市奨学生選考委員会がございます。5月20日水曜日10時から第5回の定例教育委員会が404会議室で行われます。以上です。
教育長	事務局。
事務局	学校教育課です。4月22日水曜日から2泊3日で文岡中学校で修学旅行として東京方面に出発させていただきます。なお先週には、残りの5校において初の合同修学旅行が実施され、無事に2泊3日の日程を終えて帰ってまいりました。初の合同修学旅行ということで、行程の詳細は別々でしたが、行き帰りの電車等は共通で利用するという試みでした。成果と課題は校長会に集約を求めています。校長会長からはいろんな意味で子どもたちの交流になり、ほかの学校に迷惑をかけないように時間をきちんと守るという意識の向上や電車内のマナーの向上を確認できたという意見をいただいております。単独で行く場合はそれらができていないという意味ではないですが、他校の存在がよい意味で刺激になったのではないかと

	いうお声をいただいております。おそらく、今後もこういったスタイルになるのではないかと思いますので、成果と課題を分析しながら、次年度につなげていきたいと思います。 残っている文岡中学校も無事に行ってきていただきたいと思います。4月23日、この日だけではございませんが、今年度の全国学力学習状況調査がございます。センターのほうからいろいろと報告があると思います。5月9日に中体連の夏季総合体育大会がございます。5月9日は剣道競技のみです。おもに6月に3週間くらいかけて昨年度と同様に夏の大会が行われる予定ですが、5月9日が初日ということです。5月15日金曜日に東海小学校の運動会ということで、この日を皮切りに運動会シーズンがやってきます。他校の予定については会議が終わり次第、一覧をお渡しいたしますのでお時間が許す限り子どもたちの活動の様子を見ていただけると幸いです。以上です。
教育長	事務局。
事務局	総合教育センターです。学校教育課からも報告がありましたが、4月20日から5月29日にかけて令和8年度全国学力・学習状況調査が各学校でございます。4月8日から5月29日にかけて、すでに開始しておりますが、令和8年度第1回みえスタディ・チェックが各学校で実施されます。この2つについては結果が出次第、当委員会に報告させていただきたいと思います。 5月11日月曜日に第1回学力向上検討委員会が総合教育センターでございます。5月13日水曜日に介助員・学習支援教員研修を阿児アリーナで実施します。5月18日月曜日に時間は未定ですが、特別支援教育の研修を総合教育センターで実施します。以上です。
教育長	事務局。
事務局	生涯学習スポーツ課です4月25日土曜日に御神田体験田にてお米づくり体験の第2回目を実施いたします。5月から9月末にかけて長沢野球場グラウンドの改修工事を実施いたします。工期内利用停止がございますので利用者の方々へ連絡をさせていただきます。以上です。
教育長	以上で各課からの報告がすべて終わりましたので、一括して質疑を受けたいと思いますがいかがでしょうか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	文岡中学校の修学旅行と、全国学力学習状況調査の期間が重なっていますが、全国

	学力学習状況調査のシステムが変わったのですか。
事務局	変わってはいないのですが、修学旅行と時期が重なっているということで、時期が重なっている学校については、帰ってきた月曜日に同様のシステムで受けられるということを、事前に文部科学省並びに県教育委員会に確認を取っております。要綱にも修学旅行と重なる場合について定められております。今年、センターから日程の報告があったように、「英語の話す聞く」について、期間を設けて実施していきます。分散型の調査という言い方のほうがわかりやすいでしょうか。修学旅行と時期が重なっても問題なく対応できるということで進めております。
教育長	私も説明を聞かせていただきました。
事務局	昨年もあることがわかったときには心配をしたのですが、そういった学校がいくつかあるようで、問題なく採点され、受け付けられるとのことでした。
委員	今までであれば全国学力学習状況調査の日を避けて、日程を組んでいたと思います。2年前から日程は発表されているわけですし、修学旅行はどうしてもこの日ではないといけなかったのですか。
事務局	できる限り避けていただきたいというところだと思いますので、重なりの方針等を確認して、次年度に向けて改善していきたいと思っています。
教育長	他いかがでしょうか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	御神田のお米づくり体験の評判はいかがですか。
事務局	今年度は定員 15 組のところ 48 組のご応募があり、先日抽選を行ったところです。
委員	一度体験済みの方も再度申し込み可能なのでしょうか。
事務局	再申し込みは可能となっております。
委員	私も本体験を磯部幼稚園の時に 3～4 年間させていただきました。広い御神田での特別な体験ができました。なるべくたくさんの方に体験していただきたいと思っています。小さい頃の志摩の思い出として心に残る体験だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

事務局	ありがとうございます。
教育長	他いかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですのでこの項は締めます。次に②その他について何か報告等ございますか。
事務局	(報告なし)
教育長	ないようですのでその他協議・報告案件についてを閉じたいと思います。 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。次回の定例教育委員会は令和8年5月20日水曜日午前10時から404号室で開催予定です。以上で令和8年第4回定例教育委員会を閉会します。ありがとうございました。 本日の会議を記録し、署名する。 教 育 長 委 員